

## 神戸市企業誘致に係る P R 動画制作業務、委託事業者公募要領

神戸市企画調整局医療・新産業本部 新産業部企業立地課

### 1. 業務の目的

神戸市の市内オフィスおよび産業用地への企業誘致を促進するため、神戸市が持つ都市の魅力をアピールし、広く広報に活用するための動画コンテンツを作成する。

### 2. 業務の内容

別紙仕様書記載のとおり

### 3. 委託期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 3 1 日

### 4. 委託料（上限）

990,000円（消費税及び地方消費税含む）

### 5. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たしているものとする

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (3) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること
- (4) 業務運営に関し、必要となる各種法令に基づく許可、認可、免許等を受けていること
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (7) 本業務と類似業務を受託または自ら実施した実績があること
- (8) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること

### 6. 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。

契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。ただし、応募者の提供するサービス規約等に同意するものではなく、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払う。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が「神戸市契約事務等からの暴力団排除に関する要綱」に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

7. 応募手続き（企画提案書の提出）

提出期限までに下記のとおり応募書類をE-mailにより提出ください。

(1) 提出期限

E-mailにより令和3年1月15日（金）17：00必着

（送付後、到着確認の連絡を電話にて行うこと）

E-mail送付先：corp\_re@office.city.kobe.lg.jp

到着確認電話連絡先：078-322-5329

(2) 提出先

神戸市企画調整局 医療・新産業本部 企業立地課

(3) 応募書類

①提案申請書（様式1）（A4サイズ）

②会社概要書（任意様式）（"）\*パンフレット可

③企画提案書（任意様式）（"）

④提案書記載項目対応表（様式2）

⑤見積書（任意様式）（A4サイズ）

⑥過去実績 DVD（過去の作成動画）2部

8. 質問および回答

(1) 質問事項のある場合はE-mailにより、下記のとおり送付してください。（電話・Faxによる受付は行いません。）なお、E-mailのタイトルは必ず「神戸市企業誘致に係るPR動画制作業務に関する質問」としてください。

・E-mail送付先：corp\_re@office.city.kobe.lg.jp

・質問期限：令和2年12月21日（月）17：00まで

(2) 質問はE-mailにて回答し、必要に応じて、下記のホームページにおいて公開します。

神戸市企業進出総合サイト KOBE BUSINESS WIND

<https://kobe-investment.jp/>

## 9. 選定方法及び結果の通知

事業者選定会において評価基準により優れた企画・提案能力を有する事業者を優秀提案者として特定し、または複数の優秀提案者を得点の高い順に契約の相手方の候補者とします。なお、同点の場合は、評価項目のうち「B：企画案の内容」の点数が最も高いものを優先順位の高い候補者とします。以下、「A：応募者の受託適正（実施体制、実績等）」「C：事業費」の評価項目の順に同様に決定します。

### (1) 事業者選定会

①日時 令和3年1月20日（水）

②場所 神戸市役所内

③実施形態 オンライン形式で行う

\* 必要に応じて応募者へ事前にヒアリングを行う場合があります。

### (2) 評価基準

A：応募者の受託適正 【30点】

\* 30点の内、10点分は神戸市に本社所在地又は支店・出張所等がある場合の加点

B：企画案の内容 【60点】

C：事業費 【10点】

### (3) 選定結果の通知

選定結果は、応募者全員に対して、文書で通知します。但し、選定理由についての問い合わせには応じません。また、審査結果は、各提案者の順位と点数を公表します（社名は契約候補者名のみを公表）。

## 10. 契約の締結

プロポーザルは、優れた提案を行った者を選定するものであるため、仕様の内容は、提案された内容を基本とし、プロポーザルにおいて選定された者と神戸市が協議し、神戸市の各種規定に基づき契約手続きを行います。

この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含み、優秀提案者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等の理由により協議が不調のときは、事業者選定会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行います。

## 11. 事業者選定スケジュール(予定)

(1) 実施要領等の交付開始 :令和2年12月11日（金）

(2) 質問期限 :令和2年12月21日（月）17:00

(3) 質問への回答 :令和2年12月24日（木）

(4) 応募書類の提出期限 :令和3年1月15日（金）17:00

(5) 事業者選定会 :令和3年1月20日（水）（予定） オンラインで実施

(6) 選定結果通知 :令和3年1月下旬(予定)

(7) 契約締結 :令和3年1月下旬(予定)

## 12. その他

- ・提出書類等の作成経費については、全て応募者の負担とします。
- ・応募者からの提出物は、返却しません。
- ・評価の方法や評価結果に関する不服申し立て、及び事業者選定会での審査の内容についての問い合わせは一切受け付けません。
- ・本市は、受託者が業務の実施にあたり、上記項目に反した場合には、契約金額の一部または全部を減額または返還させることができる権利を有します。
- ・上記のほか、本市から、当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、受託者は速やかに書類の提出に応じなければなりません。
- ・実際の業務運営の詳細に関しては、本市の指示に従うものとします。
- ・本公募要領に定めのない事項については、別途協議によるものとします。

## 13. 問い合わせ先

神戸市企画調整局 医療・新産業本部 企業立地課

担当：森田、酒井

TEL：078-322-5329

E-mail：corp\_re@office.city.kobe.lg.jp

以上